

上田市における自治会への加入促進に関する協定書

一般社団法人長野県宅地建物取引業協会上田支部（以下「甲」という。）、上田市自治会連合会（以下「乙」という。）及び上田市（以下「丙」という。）は、次に掲げる目的を推進するために協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域住民が互助・共助の精神に基づき、ともに支え合い、安心して心豊かに暮らすことができる地域を実現するため、甲、乙及び丙が相互に連携並びに協力し、地域コミュニティの中核である自治会への加入を促進することにより、自治会活動の活性化を図り、住民の福祉の向上に資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達するために相互に協力するものとし、それぞれの役割は、次のとおりとする。

（1）甲の役割

ア 住宅販売並びに賃貸住宅の管理及び仲介等を行う際、契約者に対して、自治会加入促進リーフレット等の配布、自治会に関する情報提供等により自治会への加入の働きかけを行う。

イ 自治会への加入に関して、契約者等からの問合せ等があった場合は、乙又は丙に連絡を行う。

ウ 乙及び丙と連携し、会員に対して加入促進に必要な情報提供を行う。

（2）乙の役割

ア 丙と連携し、加入促進のための対策の立案、甲に対する加入促進に必要な情報提供等を行うとともに、甲からの問合せ等に対して速やかな対応を行う。

イ 各自治会における転入者や賃貸住宅等の事業主・建築主等への加入促進活動を支援するため、加入促進リーフレット等を提供するとともに、加入促進に必要な情報提供等を行う。

ウ 加入促進に向けて、地区自治会連合会・自治会との連絡調整を行う。

（3）丙の役割

ア 乙と連携し、加入促進のための対策の立案、甲に対する加入促進に必要な情報提供等を行うとともに、加入促進リーフレット等を作成し、甲へ提供する。

イ 本協定に係る総括的な連絡調整及び甲からの問合せ等に対して速やかな対応を行う。

ウ 転入・転居手続きの来庁者に対して自治会への加入の働きかけを行うとともに、開発事業届出時及び建築確認申請時において、事業主・建築主等に加入促進リーフレット等を配布し、入居者等の自治会への加入を呼びかける。

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも書面により解除の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間ごとに更新されるものとする。

（疑義等の決定）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

本協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 1月24日

甲 上田市大手二丁目10番13号
一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会 上田支部

上田支部長 小林 弘 行

乙 上田市大手一丁目11番16号
上田市自治会連合会

会長 中村 彰

丙 上田市大手一丁目11番16号
上田市

上田市長 土屋 陽